

生鮮食料品流通情報普及利用要領

平成21年4月1日付け20統計第986号
 平成22年3月29日付け21統計第1004号一部改正
 平成25年4月1日付け24統計第1321号一部改正
 令和元年5月9日付け31統計第177号一部改正
 令和4年11月1日付け4統計第573号一部改正
 令和6年2月6日付け5統計第925号一部改正
 令和6年12月13日付け6統計第793号一部改正
 令和8年5月14日付け8統計第162号一部改正

第1章 総則

第1 目的

生鮮食料品流通情報普及利用事業は、青果物及び畜産物の市況及び日別取引に関する情報を、事業者を通じて、情報の提供を希望する者へ迅速に提供し、その普及利用の促進を図ることにより、青果物及び畜産物の需給の均衡及び価格の安定に資することを目的として実施する。

第2 定義

- 「普及利用事業者」とは、この要領に基づき、農林水産省大臣官房統計部長（以下「統計部長」という。）から、生鮮食料品流通情報普及利用事業（以下「普及利用事業」という。）の実施について承認を得た事業者をいう。
- 「利用者」とは、普及利用事業者から情報の提供を受ける者をいう。
 「市況情報等」とは、農林水産省大臣官房統計部が公表する表1「市況情報等一覧」に掲げる情報をいう。

表1 市況情報等一覧

	種類	編集区分	編集内容	備考（情報ソース等）
青果物	青果物市況情報 （注1）	青果物市場別	品目別卸売数量及び市況動向（3日間）、品目別産地別の卸売数量及び卸売価格（高値、中値及び安値）等	生鮮食料品流通情報調査のうち、青果物市況情報調査 市場名及び品目名（注2）
		品目別	市場別卸売数量及び市況動向（3日間）、市場別産地別の卸売数量、卸売価格（高値、中値及び安値）等	
	青果物卸売市場調査結果（日別調査）	都市別	品目別産地別の卸売数量及び卸売価格等	青果物卸売市場調査（日別調査） 都市名及び品目名（注3）
畜産物	と畜場の日別と畜結果	主要と畜場計及び全国計（推計値）	豚及び牛（成牛肉畜種類別）のと畜頭数	畜産物流通調査のうち、と畜場統計調査（日別）
	食肉卸売市場調査結果（日別調査）	食肉卸売市場別	豚及び牛（成牛肉畜種類別）の規格別枝肉の取引成立頭数、取引総重量及び取引総価格	畜産物流通調査のうち、食肉卸売市場調査（日別） 市場名（注4）
	食鳥市況情報	東京都	国産肉用若鶏解体品の部位別の卸売価格（高値、中値及び安値）	生鮮食料品流通情報調査のうち、食鳥市況情報調査
	鶏卵市況情報	東京都	入荷量及び全農系・商社系別規格別卸売価格（高値、中値及び安値）	生鮮食料品流通情報調査のうち、鶏卵市況情報調査

- 注1： 青果物市況情報とは、開市日当日の13時までに収集された情報であり、通常は当日の販売量の70%以上をカバーする。
- 2： 青果物市況情報で編集する市場名及び品目分類は、別表2「青果物市況情報対象市場及び品目一覧表」のとおりである。
- 3： 青果物卸売市場調査結果（日別調査）のうち、編集する都市名及び品目分類は、別表3「青果物卸売市場調査（日別調査）対象都市及び品目一覧表」のとおりである。
- 4： 食肉卸売市場調査結果（日別調査）のうち、編集する食肉卸売市場名は、別表4「食肉卸売市場調査（日別）対象市場及び牛、豚別情報収集日一覧表」のとおりである。

第3 普及利用事業の内容

普及利用事業は、普及利用事業者が市況情報等を直接又は編集加工した情報として、利用者に速やかに提供する業務である。

なお、普及利用事業者による市況情報等の取得及び利用者への提供に要する設備の設置、運用等に要する全ての経費は普及利用事業者が負担する。

第2章 普及利用事業者の公募、申請、承認等

第4 普及利用事業者の公募

統計部長は、農林水産省ホームページに普及利用事業者の申請に必要な事項を常時掲載し、普及利用事業者の公募を行う。

第5 普及利用事業者の申請

普及利用事業を希望する事業者は、別添1「普及利用事業者申請書」（以下「申請書」という。）に必要な事項を記入し、電子メールにより統計部長に申請する。

第6 審査委員会の設置

- 1 統計部長は、農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課消費統計室長を審査委員長とする「普及利用事業者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。
- 2 審査委員会は、審査委員長と審査委員長の指名する2名以上の審査委員で構成する。

第7 申請書の審査

- 1 審査委員会は、事業者から申請書が提出された後、速やかに開催し当該申請書の審査を行う。
- 2 審査委員会は、1の審査に当たって、申請を行った事業者ごとに以下の(1)から(4)までの要件を満たしているか否かを審査し、審査結果及び審査委員長の意見を別添2「普及利用事業者審査評価書」（以下「評価書」という。）に取りまとめる。
 - (1) 普及利用事業者が想定する利用者に市況情報等を提供するために必要な組織、施設及び設備を有すること又は事業実施までにそれらが整う事業者であること。
 - (2) 普及利用事業者が想定する利用者に市況情報等を提供するために要する経費について、負担能力を有する事業者であること。
 - (3) 市況情報等の利用者を複数確保することができる事業者であること。
 - (4) 市況情報等を速やかにかつ直接、利用者へ提供することができる事業者であること。

第8 承認又は不承認の決定及び通知

- 1 統計部長は、第7の2により取りまとめられた評価書を参考に、申請を行った事業者ごとに第7の2(1)から(4)までに定める要件を満たしているか否かを確認し、全てを満たしている場合には承認、普及利用事業者としての要件を一つでも満たしていない場合には不承認を決定する。
- 2 統計部長は、申請書が提出された月の翌月末日までに、1により承認を決定した事業者に対して別添3「普及利用事業者承認通知書」を基に電子メールにより承認の通知を行う。

また、不承認を決定した事業者に対しては別添4「普及利用事業者不承認通知書」を基に電子メールにより不承認の通知を行う。

第9 申請書の変更

- 1 普及利用事業者は、申請書の内容を変更する必要がある場合は、速やかに別添5「普及利用事業者申請書変更届書」（以下「変更届書」という。）により申請書の変更内容を電子メールにより届け出なければならない。
- 2 統計部長は、1の変更届書による申請書の変更内容が第7の2(1)から(4)までに定める要件に係る内容である場合には、変更後の申請書について、第7による審査並びに第8による承認又は不承認の決定及び通知を電子メールにより行う。

第10 普及利用事業の中止

普及利用事業者は、自己都合により普及利用事業を中止するときには、速やかに別添6「普及利用事業者廃止届書」を統計部長へ電子メールにより提出しなければならない。

第11 普及利用事業者の取消し

- 1 統計部長は、普及利用事業者が次の事項に該当した場合、普及利用事業者の承認を取り消すことができる。
 - (1) 普及利用事業者が、正当な理由がないのに普及利用事業を行わない場合
 - (2) 普及利用事業者が、第16に基づく指導に対し、相当期間を経過したにもかかわらず、正当な理由なく指導に従わない場合
 - (3) 普及利用事業者の財務状況が著しく悪化し、事業の継続が困難と認められる場合
 - (4) その他、第1に規定される普及利用事業の目的に反する行為が認められる場合
- 2 統計部長は、1による普及利用事業者の承認を取り消す場合には、当該普及利用事業者に対し、別添7「普及利用事業者承認取消通知書」により承認取消しの通知を行う。

第3章 普及利用事業の実施

第12 市況情報等の編集・蓄積

- 1 統計部長は、普及利用事業者が市況情報等を無償で取得できるよう、生鮮食料品流通情報システム（以下「生鮮システム」という。）を用いて、別表1「普及利用事業者の市況情報等の取得可能時刻等一覧表」に示す時刻までに同表に示すファイル形式で市況情報等の編集及び蓄積を行う。
- 2 統計部長は、1により蓄積する市況情報等に欠落が生じる等により普及利用事業者による市況情報等の取得に問題が生じる場合は、普及利用事業者に対し、直ちに連絡を行う。
- 3 統計部長は、市況情報等についてその全部若しくは一部の蓄積を中止する場合又は内容の変更を行う場合は、普及利用事業者に対し、中止又は変更を行う日の1か月前までに電子メールにより通知する。

第13 市況情報等の取得（生鮮システムにアクセスして市況情報等を取得する場合）

- 1 普及利用事業者は、生鮮システムにアクセスして市況情報等の取得を希望する場合は「生鮮食料品流通情報システムにおける管理運営に関する実施手順」（令和6年10月10日付け6統計第628号大臣官房生産流通消費統計課消費統計室長通知）に基づき、生鮮システム責任者へ生鮮システムのアクセスに必要なアカウント申請を行い、生鮮システム責任者は生鮮システムの利用の許可を認めた場合は普及利用事業者へアカウント発行を行う。
- 2 普及利用事業者は、インターネットを通じて生鮮システムにアクセスし、市況情報等を取得する。

第14 利用者への市況情報等の提供

普及利用事業者は、市況情報等を、直接、又は編集加工し、速やかに利用者へ提供する。

第15 実績報告書の提出等

- 1 普及利用事業者は、毎年度の事業の実績状況について、別添8「普及利用事業実績報告書（雛形）」（以下「実績報告書」という。）を参考とし、事業実施翌年度の7月末日までに統計部長に電子メールにより提出しなければならない。
- 2 統計部長は、普及利用事業者に対し、普及利用事業が適切に実施されていることを確認するため、1の実績報告書以外に関係する資料の提出を求めることができる。
- 3 普及利用事業者は、統計部長から2の資料の提出を求められた場合は、速やかに電子メールにより提出しなければならない。

第16 普及利用事業者への指導

統計部長は、第15の1又は3により提出された実績報告書又は資料により、普及利用事業者が行う普及利用事業が第7の2(1)から(4)までに定める要件を満たしていないとき等、適切ではないと認められるときは、是正する旨の指導を行わなければならない。

第 4 章 雑則

第17 関係文書の保存

統計部長は、農林水産省行政文書管理規則（平成23年農林水産省・林野庁・水産庁訓令第1号）第5条第1項に規定する文書管理者に、次の表2に記載のある関係文書を行政文書ファイル管理簿に登録させた上で、同表に掲げる保存期間中保存させ、当該保存期間を経過した後は、内閣府と廃棄協議を行った上で、的確に細断、焼却、破碎、溶解、消去等の措置を講じさせる。

表2 関係文書保存期間一覧

関 係 文 書	保 存 期 間
普及利用事業者申請書 普及利用事業者審査評価書 普及利用事業者申請書変更届書	承認とした事業者の文書 ：廃止届書の提出日又は承認取消通知書の発出日が属する年の翌年4月1日から5年 不承認とした事業者の文書 ：申請書又は変更届書の提出日が属する年の翌年4月1日から5年
普及利用事業者廃止届書	廃止届書の提出日が属する年の翌年4月1日から5年
普及利用事業者承認通知書（写）	廃止届書の提出日又は承認取消通知書の発出日が属する年の翌年4月1日から5年
普及利用事業者不承認通知書（写）	発出日が属する年の翌年4月1日から5年
普及利用事業者承認取消通知書（写）	発出日が属する年の翌年4月1日から5年
普及利用事業実績報告書	実績報告書の提出日が属する年の翌年4月1日から5年

附 則

（施行期日）

- 1 本要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 本要領の施行の際、既に改正前の生鮮食料品流通情報普及利用要領（平成21年4月1日付け20統計第986号）第3の3に基づき、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間、普及利用事業者としての承認を受けている事業者にあつては、平成25年4月1日以降は、所用の条件を満たした上で、本要領第8の1に基づく普及利用事業者としての承認を受けたものとみなし、本要領の適用を受けるものとする。

この場合、統計部長は、その旨を当該事業者に対して通知する。

別 表

- 別表 1 普及利用事業者の市況情報等の取得可能時刻等一覧表
- 別表 2 青果物市況情報対象市場及び品目一覧表
- 別表 3 青果物卸売市場調査（日別調査） 対象都市及び品目一覧表
- 別表 4 食肉卸売市場調査（日別） 対象市場及び牛、豚別情報収集日一覧表

別添様式

- 別添 1 普及利用事業者申請書
- 別添 2 普及利用事業者審査評価書
- 別添 3 普及利用事業者承認通知書
- 別添 4 普及利用事業者不承認通知書
- 別添 5 普及利用事業者申請書変更届書
- 別添 6 普及利用事業者廃止届書
- 別添 7 普及利用事業者承認取消通知書
- 別添 8 普及利用事業実績報告書（雛形）

別表1 普及利用事業者の市況情報等の取得可能時刻等一覧表

	種類	情報編集区分	取得可能時刻（注1）	ファイル形式
青果物	青果物市況情報	青果物市場別	開市日当日 14:35	csv 及び pdf
		品目別	開市日当日 14:50	
	青果物卸売市場調査結果（日別調査）	都市別	開市日翌日 15:00	
畜産物	と畜場の日別と畜結果	主要と畜場計及び全国計（推計値）	と畜日の当日 15:35	
	食肉卸売市場調査結果（日別調査）	食肉卸売市場別（開市日当日収集市場）（注2）	開市日当日 16:35	
		食肉卸売市場別（開市日翌日収集市場）（注2）	開市日翌日（土日祝日除く。） 11:05	
	食鳥市況情報	東京都	取引日の翌営業日（土日祝日除く。） 15:00	
	鶏卵市況情報	東京都	取引日当日 11:05	

注1：取得可能時刻は概ねの目安であり当日の取引状況、取りまとめ等により変更がある。

2：食肉卸売市場毎の情報収集日は、別表4「食肉卸売市場調査（日別）対象市場及び牛、豚別情報収集日一覧表」のとおりである。

別表2 青果物市況情報対象市場及び品目一覧表

1 対象市場

No	対象市場名	No	対象市場名
1	札幌市中央卸売市場	16	名古屋市中央卸売市場本場
2	盛岡市中央卸売市場	17	名古屋市中央卸売市場北部市場
3	仙台市中央卸売市場本場	18	京都市中央卸売市場第一市場
4	秋田市公設地方卸売市場	19	大阪市中央卸売市場本場
5	水戸市公設地方卸売市場	20	大阪市中央卸売市場東部市場
6	宇都宮市中央卸売市場	21	神戸市中央卸売市場本場
7	東京都中央卸売市場豊洲市場	22	岡山市中央卸売市場
8	東京都中央卸売市場大田市場	23	広島市中央卸売市場中央市場
9	東京都中央卸売市場豊島市場	24	高松市中央卸売市場
10	東京都中央卸売市場淀橋市場	25	松山市中央卸売市場
11	横浜市中央卸売市場本場	26	北九州市中央卸売市場
12	新潟市中央卸売市場	27	福岡市中央卸売市場青果市場
13	金沢市中央卸売市場	28	熊本市（在）地方卸売市場
14	長野市（在）地方卸売市場	29	鹿児島市中央卸売市場青果市場
15	岐阜市中央卸売市場	30	沖縄県中央卸売市場

2 品目

(1) 野菜

NO	品 目 名	NO	品 目 名	NO	品 目 名	NO	品 目 名
1	だ い こ ん	15	ふ き	29	ミニトマト	43	ながいも
2	か ぶ	16	み つ ば	30	ピーマン	44	やまといも
3	に ん じ ん	17	し ゅ ん ぎ く	31	し し と う	45	たまねぎ
4	ご ぼ う	18	に ら	32	とうもろこし	46	に ん に く
5	た け の こ	19	セ ル リ ー	33	オ ク ラ	47	らっきょう
6	れ ん こ ん	20	アスパラガス	34	に が う り	48	葉しょうが
7	み ず 菜	21	カリフラワー	35	さやいんげん	49	根しょうが
8	は く さ い	22	ブロッコリー	36	さやえんどう	50	生しいたけ
9	こ ま つ な	23	レ タ ス	37	ピ ー ス	51	な め こ
10	キ ャ ベ ツ	24	チンゲンサイ	38	そ ら ま め	52	えのきだけ
11	ほうれんそう	25	き ゅ う り	39	え だ ま め	53	し め じ
12	ね ぎ	26	か ぼ ち ゃ	40	か ん し ょ	54	ま い た け
13	こ ね ぎ	27	な す	41	ば れ い し ょ		
14	わ け ぎ	28	ト マ ト	42	さ と い も		

(2) 果実

NO	品 目 名	NO	品 目 名	NO	品 目 名	NO	品 目 名
1	温州みかん計	21	す だ ち	41	平核無	61	甲斐路
2	ハウスみかん	22	か ぼ す	42	刀根早生	62	その他のぶどう
3	早生温州みかん	23	り ん ご 計	43	その他の甘がき	63	く り
4	普通温州みかん	24	つがる	44	その他の渋がき	64	い ち ご
5	ネーブルオレンジ	25	ジョナゴールド	45	び わ	65	メ ロ ン 計
6	甘なつみかん	26	紅玉	46	も も 計	66	アールス
7	い よ か ん	27	ふじ	47	もも	67	アンデス
8	は っ さ く	28	王林	48	ネクタリン	68	アムス
9	ぶ ん た ん	29	その他のりんご	49	す も も 計	69	クインシー
10	ポ ン カ ン	30	日 本 な し 計	50	すもも	70	タカミ
11	レ モ ン	31	幸水	51	プルーン	71	その他のメロン
12	バレンシアオレンジ	32	豊水	52	お う と う	72	す い か 計
13	グレープフルーツ	33	新高	53	う め	73	すいか
14	清 見	34	二十世紀	54	ぶ ど う 計	74	こだますいか
15	日 向 夏	35	その他の日本なし	55	デラウェア	75	バ ナ ナ
16	き ん か ん	36	西 洋 な し	56	巨峰	76	パインアップル
17	し ら ぬ ひ	37	か き 計	57	アレキサンドリア	77	キウイフルーツ
18	その他のかんきつ	38	富有	58	シャインマスカット		
19	た ん か ん	39	西村早生	59	ピオーネ		
20	ゆ ず	40	次郎	60	ベリーA		

別表3 青果物卸売市場調査（日別調査） 対象都市及び品目一覧表

1 対象都市

No	対象都市名	No	対象都市名	No	対象都市名
1	札幌市	6	名古屋	11	高松市
2	仙台市	7	京都市	12	北九州市
3	東京都	8	大阪市	13	福岡市
4	横浜市	9	神戸市	14	沖縄県
5	金沢市	10	広島市	15	主要卸売市場計（注）

注：主要卸売市場計は、上記の都市に編集されている市場の合計である。

2 品目

(1) 野菜

NO	品目名	NO	品目名	NO	品目名
1	野菜総計	21	アスパラガス	41	えだまめ
2	だいこん	22	うち輸入	42	かんしょ
3	かぶ	23	カリフラワー	43	ばれいしょ
4	にんじん	24	ブロッコリー	44	さといも
5	ごぼう	25	うち輸入	45	やまのいも
6	たけのこ	26	レタス	46	たまねぎ
7	れんこん	27	きゅうり	47	うち輸入
8	はくさい	28	かぼちや	48	にんにく
9	みずな	29	うち輸入	49	うち輸入
10	こまつな	30	なす	50	しょうが
11	その他の菜類	31	トマト	51	うち輸入
12	ちんげんさい	32	ミニトマト	52	生しいたけ
13	キャベツ	33	ピーマン	53	うち輸入
14	ほうれんそう	34	ししとうがらし	54	なめこ
15	ねぎ	35	スイートコーン	55	えのきだけ
16	ふき	36	さやいんげん	56	しめじ
17	みつば	37	さやえんどう	57	その他の野菜
18	しゅんぎく	38	うち輸入	58	輸入野菜計
19	ら	39	実えんどう	59	その他の輸入野菜
20	セルリー	40	そらまめ		

(2) 果実

N0	品 目 名	N0	品 目 名	N0	品 目 名
1	果 実 総 計	21	その他のなし	41	その他のメロン
2	国 産 果 実 計	22	西 洋 な し	42	す い か
3	み か ん	23	か き 計	43	キ ウ イ フ ル ー ツ
4	ネ ー ブ ル オ レ ン ジ	24	甘 が き	44	そ の 他 の 国 産 果 実
5	甘 な つ み か ん	25	渋 が き	45	輸 入 果 実 計
6	い よ か ん	26	び わ	46	バ ナ ナ
7	は っ さ く	27	も も	47	パ イ ン ア ッ プ ル
8	し ら ぬ ひ	28	す も も	48	レ モ ン
9	そ の 他 の 雑 か ん	29	お う と う	49	グ レ ー プ フ ル ー ツ
10	り ん ご 計	30	う め	50	オ レ ン ジ
11	つがる	31	ぶ ど う 計	51	輸 入 お う と う
12	ジョナゴールド	32	デラウェア	52	輸 入 ぶ ど う
13	王林	33	巨峰	53	輸 入 キ ウ イ フ ル ー ツ
14	ふじ	34	シャインマスカット	54	輸 入 メ ロ ン
15	その他のりんご	35	その他のぶどう	55	そ の 他 の 輸 入 果 実
16	日 本 な し 計	36	く り		
17	幸水	37	い ち ご		
18	豊水	38	メ ロ ン 計		
19	二十世紀	39	温室メロン		
20	新高	40	アンデスメロン		

別表 4 食肉卸売市場調査（日別） 対象市場及び牛、豚別情報収集日一覧表

食 肉 市 場 名	牛		豚	
	開 市 日 の 翌 日	開 市 日 の 当 日	開 市 日 の 翌 日	開 市 日 の 当 日
仙台市中央卸売市場食肉市場		○		○
さいたま市食肉中央卸売市場	○			○
東京都中央卸売市場食肉市場		○		○
横浜市中心卸売市場食肉市場		○		○
名古屋市中心卸売市場南部市場	○		○	
京都市中央卸売市場第二市場		○		○
大阪市中心卸売市場南港市場		○		○
神戸市中心卸売市場西部市場		○		○
広島市中心卸売市場食肉市場		○		○
福岡市中心卸売市場食肉市場	○		○	

年 月 日

農林水産省大臣官房統計部長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

普及利用事業者申請書

生鮮食料品流通情報普及利用要領第5に基づき普及利用事業を受けたいので、別紙の書類を添えて申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

(別紙)

1 事業者の概要、組織図等

事業者の名称：
代表者の氏名：
事務所の所在地：
組織図：
提出書類の照会先
担当者の所属：
担当者の氏名：
電話番号：
FAX番号：
電子メールアドレス：

2 普及利用事業への申請理由

普及利用事業者を希望する動機・理由について具体的に記載してください。

3 市況情報等の提供に関する計画

(1) 統計部から提供を希望する市況情報等の種類

(提供を希望されない場合は市況情報等の入手先及び使用する市況情報等の種類)

提供を希望する又は使用する市況情報等の種類を本要領の表1「市況情報等一覧」を参考に記載してください。また、特定の品目、産地等を指定される場合は、その旨記載してください。

(2) 利用者に提供する予定の市況情報等の種類

利用者に対して提供を予定している情報内容について、具体的に記載してください。
(例) 青果物市況情報を用いた「〇〇県産野菜の市況(産地別市況)」等

(3) 利用者の業種別の利用情報の種類及び利用予定者数

利用者の業種別に提供する予定の市況情報等の種類ごとの提供予定者数を記載してください。

【利用者の業種の区分】

生産者等：生産者、出荷団体、集出荷業者

市場関係者：卸売業者、仲卸業者

食品販売者：小売業者、食品製造業者、外食産業者

その他

注：報道機関等による不特定多数への情報提供の場合は、利用者の概数のみを記載してください。

例

情報の種類	生産者等	市場関係者	食品販売者	その他	計
青果物市況情報					
青果物卸売市場調査結果 (日別調査)					

(1) 利用者への具体的な情報提供方法及び提供予定時刻

国から提供を受けた市況情報等を利用者に提供するまでの流れを具体的に記載し、併せて情報提供予定時刻及びシステム概要図も記載してください。

(2) 普及利用事業に係る収支見込み（当初3年間分）
（○年○月○日～□年□月□日）

普及利用事業を実施するに当たっての収入見込み額及び情報提供に必要な運用経費等の支出見込み額を記載してください。
注：報道機関等による不特定多数への情報提供で、収入見込みが積算できない場合は、支出のみを記載してください。

例

	1年目	2年目	3年目
I 収入見込み 利用者会員費 … 計			
II 支出見込み システム使用料 回線使用料 通信料 … 計			
III 収支(I - II)			

(3) 事業開始予定日

○年○月○日
普及利用事業者から利用者への情報提供を開始する予定の月日を記載してください。

(4) 添付資料名

定款、会社案内及び直近の決算報告書を添付してください。

別添 2

生鮮食料品流通情報普及利用事業者審査評価書

(応募事業者名) ○○○

No	審査の要件、項目	申請書の記載内容等	審査結果 (○or×)
1	普及利用事業者が想定する利用者に市況情報等を提供するために必要な組織、施設及び設備を有すること又は事業実施までに整うこと ・利用者への情報提供方法の内容が妥当かどうか		
2	普及利用事業者が想定する利用者に市況情報等を提供するために要する経費について、負担能力を有する事業者であること ・普及利用事業に係る収支見込みが妥当かどうか ・直近の決算報告の内容		
3	市況情報等の利用者を複数確保できること ・業種別利用者の利用情報及び利用者数		
4	市況情報等を速やかに利用者へ直接提供できること ・市況情報等の提供予定時刻 ・情報提供方法が利用者に迅速な情報提供となっているかどうか		

総合評価（審査委員長の意見）

年 月 日 審査委員長

番 号
年 月 日

団 体 名
代 表 者 氏 名 殿

農林水産省大臣官房統計部長

普及利用事業者承認通知書

年 月 日付け普及利用事業者申請書（又は同変更届書）により申請のあったこのことについて、以下の条件を付した上で、年 月 日付けで普及利用事業者として承認する。

- 1 普及利用事業の実施に当たり、申請内容を変更する必要がある場合は、速やかに申請書の変更を届け出ること。
- 2 農林水産省大臣官房統計部長は、普及利用事業者又は利用者に対し、本事業に係る損害が発生してもその責を負わないものとする。
- 3 その他の条件等については、生鮮食料品流通情報普及利用要領に基づくものとする。

番 号
年 月 日

団 体 名
代 表 者 氏 名 殿

農林水産省大臣官房統計部長

普及利用事業者不承認通知書

年 月 日付け普及利用事業者申請書（又は同変更届書）により申請のあったこのことについて、審査の結果、下記の理由により不承認とする。

記

不承認理由 ○○○○○ のため

年 月 日

農林水産省大臣官房統計部長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

普及利用事業者申請書変更届書

生鮮食料品流通情報普及利用要領第9に基づき、普及利用事業者申請書を下記のとおり変更しますので、変更後の別紙の書類を添えて届出します。

この変更届書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

記

別紙の書類の変更箇所

変更箇所	変更後	変更前	理由

年 月 日

農林水産省大臣官房統計部長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

普及利用事業者廃止届書

下記のとおり、事業を廃止したいので、生鮮食料品流通情報普及利用要領第10により届出します。

記

事業廃止年月日 年 月 日

廃 止 理 由

番 号
年 月 日

団 体 名
代 表 者 氏 名 殿

農林水産省大臣官房統計部長

普及利用事業者承認取消通知書

生鮮食料品流通情報普及利用要領第11に基づき、下記の理由により 年 月
日付け普及利用事業者申請承認通知書による承認を取り消す。

記

取消理由 ○○○○○○ のため

年 月 日

農林水産省大臣官房統計部長 殿

所在地

団体名

代表者氏名

普及利用事業実績報告書（雛形）

年 月 日から 年 3月31日までの普及利用事業の実施状況について、生鮮食料品流通情報普及利用要領第15の規定に基づく実績報告書を別紙のとおり提出します。

(別紙)

- 1 利用者に市況情報等を提供するために必要な組織、施設、設備
普及利用事業者が利用者に市況情報等を提供するために必要な組織、施設及び設備の状況について記載してください。
- 2 市況情報等種類別の利用者数、提供実績日数及び提供方法
利用者の業種別に市況情報等の種類ごとの利用者数及び提供実績日数を記載してください。

【利用者の業種の区分】

生産者等 : 生産者、出荷団体及び集出荷業者

市場関係者 : 卸売業者及び仲卸業者

食品販売者 : 小売業者、食品製造業者及び外食産業者

その他 :

注：報道機関等による不特定多数への情報提供の場合は、利用者の概数のみを記載してください。

例

- (1) 利用者数（上段）及び提供日数（下段）

情報の種類	生産者等	市場関係者	食品販売者	その他	計
青果物市況情報	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人
	〇〇日	〇〇日	〇〇日	〇〇日	〇〇日
青果物卸売市場調査結果 (日別調査)	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人	〇〇人
	〇〇日	〇〇日	〇〇日	〇〇日	〇〇日

- (2) 提供方法別件数

情報の種類	メール	ファックス	計
青果物市況情報	〇〇件	〇〇件	〇〇件
青果物卸売市場調査結果 (日別調査)	〇〇件	〇〇件	〇〇件

- 3 普及利用事業に関する収支（前年度の1年分）
(〇年〇月〇日～□年3月31日)

例

I 収入の部 利用者会員費 … 計	
II 支出の部 システム使用料 回線使用料 通信料 … 計	
III 収支 I - II	

- 4 直近の決算報告書
(※ 財務状況に関する書類を添付してください。)